

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、皆様とともに  
70th Anniversary  
労働新聞社

# 安全スナップ

## 特集Ⅰ

**KYT道場でスキルアップ**  
段位重ねて「師範」を目指す  
NTTインフラネット

## 特集Ⅱ

**重大事故の記憶を伝承**  
「触車・感電・墜落」疑似体験で学ぶ  
JR東日本 水戸支社・高崎支社

## ニュース

**名簿上社員で社保なし?**  
国交省検討会 偽装一人親方を判断

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2372

2021

2

15



単独作業で金属切断機に挟まれる

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士法人 SEI 大阪会

特定社会保険労務士 中田 圭子

第323回

## ■ 災害のあらまし ■

製造業 A 社に勤める B が金属切断機に頭から上半身が挟まれ死亡した。B が担当していた作業は、定寸装置が水平に移動することにより金属板を切断する作業であったが、災害発生当日、被災者は単独で作業を行っていたため、目撃者はいなかった。

## ■ 判断 ■

B が頭ごと体が装置に挟まったということは何かの理由により装置可動箇所、頭ごと上半身が入り込んだと考えられるが、通常業務では、そのような動きは行わない。しかし、業務上災害と判断された。

## ■ 解説 ■

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。①機械を停止せずに何かの作業を行ったこと、②非常停止装置が容易に操作できる位置に取り付けられていなかったこと、③挟まれる恐れのある箇所に覆いが設けられていなかったこと。

・ B は入社 15 年目の中堅社員、当該機械は購入時から本被災者が担当し、事故当時、社内で当該機械に最も詳しい社員になっていた。

・ 定寸装置が原点復帰で移動する際にカバーを外したら警告音が鳴る機能、また自動的に安全装置が始動して機械が停止する機能はなかった。

・ 小物が切断後に切粉箱に落ちることがあり、定規や細い棒を使って取り出すことがあったが、通常は機械をいったん止めて取り出していた。機械の底までの深さは 1 m 以上あり、通常は底の小物を、装置に体ごと入れて取り出す動きをすることはないと考えられていた。それまで、B のそのよ

うな動きを目撃した者はいなかった。

・被災者はこの作業の後、他に社員と勉強会を数名で行う予定で、その準備も午前中に済ませていた、最後の作業に少し時間がかかったようで他の社員に少し時間を遅らせてもらえるよう連絡があった。

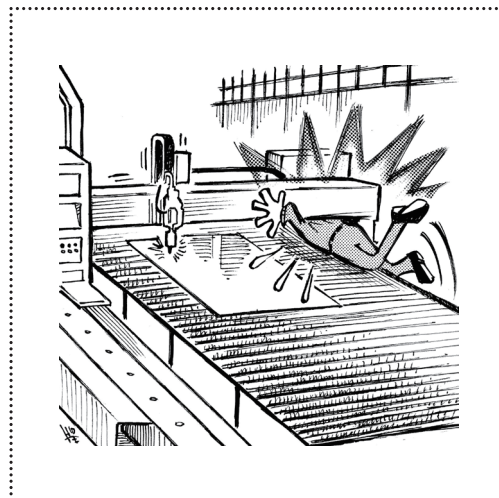
・複数の金属板を各4枚に分割する作業で、最後の1枚を切断時に事故は起きた。一枚を除く他の数枚は作業が終わっているのを確認した。

業務災害の労災認定は、業務が原因の負傷、疾病、傷害または死亡をいい、業務と傷病等の間に一定の因果関係があり（業務起因性）、働いていることが原因で発生（業務遂行性）が条件でなされる。

本事件は事業主の支配・監理下での業務遂行中の事故であり、発生原因が業務遂行であることから、業務災害と認められた。被災者が作業の基本ルールである、電源を切らずに可動域に体を入れたことが直接的な原因であった。その他、①機械動作中に可動域に体を入れることができたこと、②非常事態として安全停止装置が働かなかったこと、も事故の原因である。

従って、体を機械に挟まれることが可能性としてあり、また非常事態に機械が反応して停止しなかったという事にも間接的ではあるが原因があると考えられる。ここに使用者の責任が問われることになる。

会社は、労災扱いで処理を行うが、その後、会社の責任についての警察および科捜研による実況検分・現場検証が行われ、この間約2週間は現場維持が求められた、厳しい調査の結果、使用者は検察庁へ書類送検となるが、不起訴となった。刑事訴追は免れたものの、当然に安全衛生法違反で、また、業務災害についての会社の民事的責任を、労災保険による補償の給付で一部果



たすことにはなる。

しかし、労災保険は、慰謝料や療養のために発生した親族などの所得損失、休業補償と平均賃金との差額などについては給付の対象とならないことから、場合によっては労働契約法の安全配慮義務違反、民法の不法行為などで民事争議になることもある。

当該事業所は、安全委員会を定期的に開催、安全教育、リスクアセスメント講習会の開催など、安全活動を適切に行っていたが、死亡事故という重大な業務災害を引き起こした。気の緩み、ベテランならではの悪しき慣習が原因で起きてしまったと考えられる。当該事業所は、公的な責任追及を逃れた後もかなりの長い期間、事故発生について現場検証や、機械の製造メーカーとの防止対策、警察や労働基準監督署との対応などに労力・時間を費やした。時間だけではなく、信用、社員の士気、にも少なからずいい影響はなかったと思われる。

安全教育、事故防止の対策と教育の徹底による“業務災害を絶対に起こさない！”を継続し続ける難しさと重要性を考えた事件でした。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)